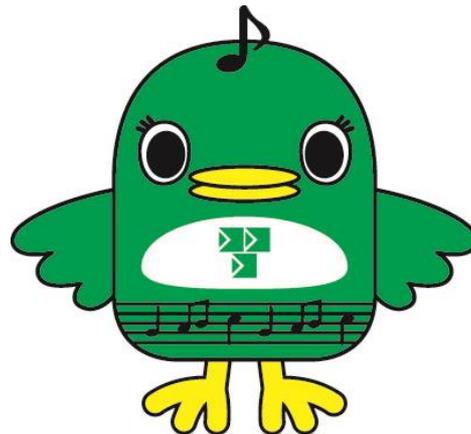


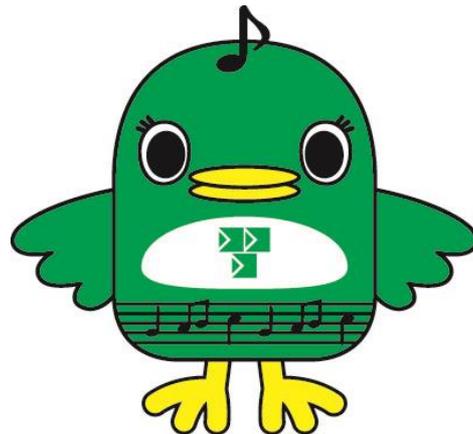
報告

# 令和2年度 国保事業費納付金の 算定状況について



令和元年12月26日  
協働経済部 国保年金課

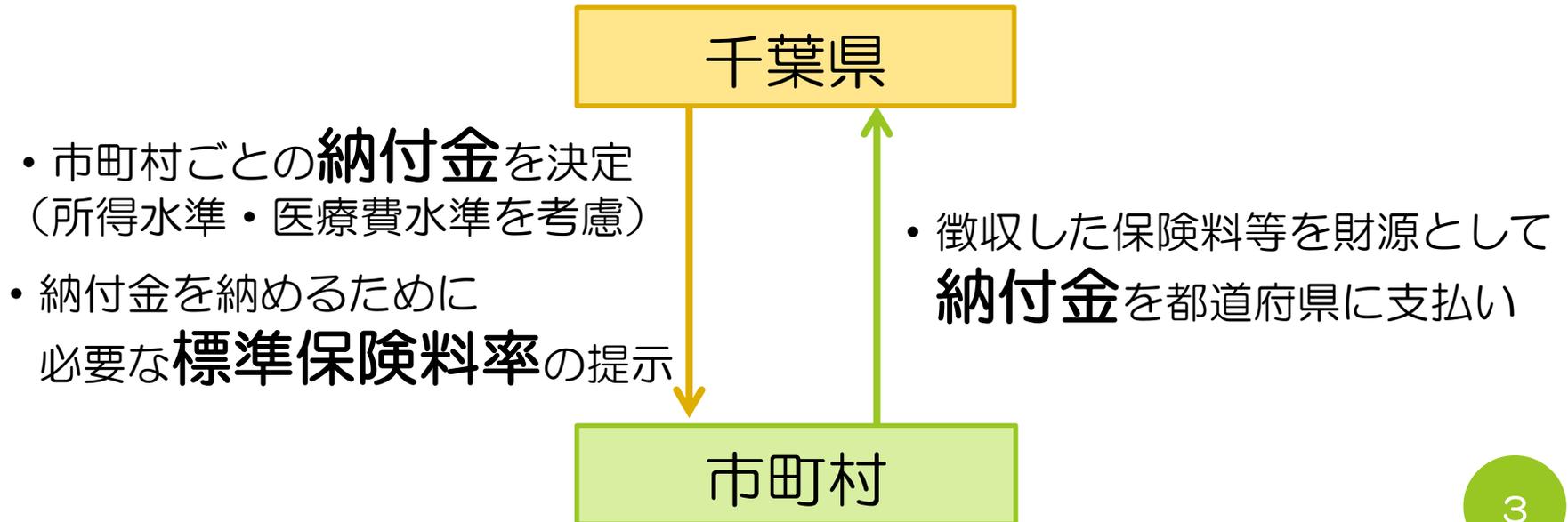
# ○国保事業費納付金の 算定の考え方



平成29年12月  
策定

## 千葉県国民健康保険運営方針

国のガイドライン（「国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の算定方法について」）で示された算定方法を原則とし、国保事業費納付金・標準保険料率を算定する。



## 納付金の概要

- 納付金は医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分にそれぞれ分けて算定を行い、最後に合算した額が、当該市町村の納付金総額となる。

納付金総額

＝医療分＋後期高齢者支援金分＋介護納付金分

## 算定の考え方（医療分）

### 納付金総額の算定

○医療給付費の見込みから、前期高齢者交付金や国庫負担などの財源を差し引き、千葉県全体で集めるべき納付金の総額を算出する。

### 所得シェア

○納付金の約半分について、当該市町村の被保険者の所得が、千葉県内に占める割合に応じて負担。

### 人数シェア

○納付金の約半分について、当該市町村の被保険者の人数が、千葉県内に占める割合に応じて負担。

### 医療費水準による調整

○当該市町村の1人あたり医療費の水準により調整を行うことで、納付金額を増減する。

## 算定の考え方（後期支援金分）

### 納付金総額の算定

○後期高齢者支援金の見込みから、国庫負担などの財源を差し引き、千葉県全体で集めるべき納付金の総額を算出する。

### 所得シェア

○納付金の約半分について、当該市町村の被保険者の所得が、千葉県内に占める割合に応じて負担。

### 人数シェア

○納付金の約半分について、当該市町村の被保険者の人数が、千葉県内に占める割合に応じて負担。

## 算定の考え方（介護納付金分）

### 納付金総額の算定

○介護納付金の見込みから、国庫負担などの財源を差し引き、千葉県全体で集めるべき納付金の総額を算出する。

### 所得シェア

○納付金の約半分について、当該市町村の被保険者の所得が、千葉県内に占める割合に応じて負担。

### 人数シェア

○納付金の約半分について、当該市町村の被保険者の人数が、千葉県内に占める割合に応じて負担。

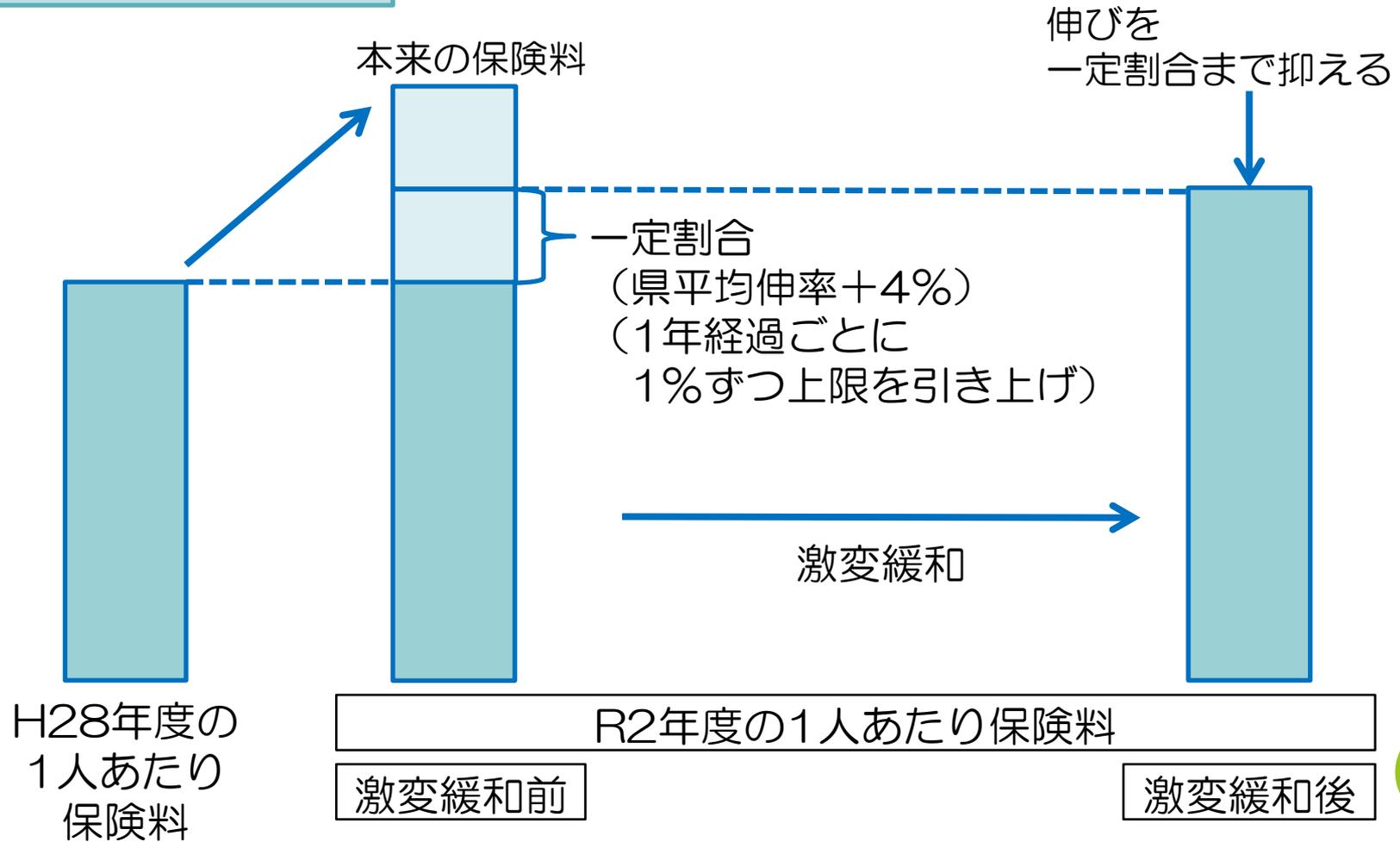
## 算定の考え方（まとめ）

	医療分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分
納付金総額	県全体の必要額		
所得シェア	県内に占める割合		
人数シェア	県内に占める割合		
医療費水準 による調整	1人あたり 医療費の水準	—	

所得水準が比較的高い団体には、より大きな負担が求められる。  
都市部では、都道府県化前と比べて、  
保険料負担が大きくなる傾向がある。

# 激変緩和措置

平成30年度から令和5年度までの措置



## 標準保険料率の考え方

- 千葉県は、各市町村が保険料率を決定する際の参考となる標準保険料率を示す。
- 市町村は、標準保険料率を参考としつつ、地域の実情を考慮した上で、国民健康保険特別会計における収支が均衡するように実際に賦課する保険料率を決定する。

都道府県標準保険料率	千葉県内全体で 保険料率を統一した場合の保険料率
市町村標準保険料率	市町村ごとの納付金等に応じた保険料率 (標準的な賦課割合に基づく場合)
市町村標準保険料率 (市町村算定方式)	市町村ごとの納付金等に応じた保険料率 (実際に各市町村が採用している 賦課割合に基づく場合)

## 市町村標準保険料率（市町村算定方式） の算定の考え方（医療分）

※後期高齢者支援金分、  
介護納付金分も同様。

### 納付金額からの調整

医療分の納付金額から、  
①特別交付金など、  
当該市町村に交付されることが見込まれる財源を差し引く  
②保健事業費など、  
保険給付費等交付金の対象となっていない費用を加算する  
⇒標準保険料率の算定に必要な保険料総額を算出する。

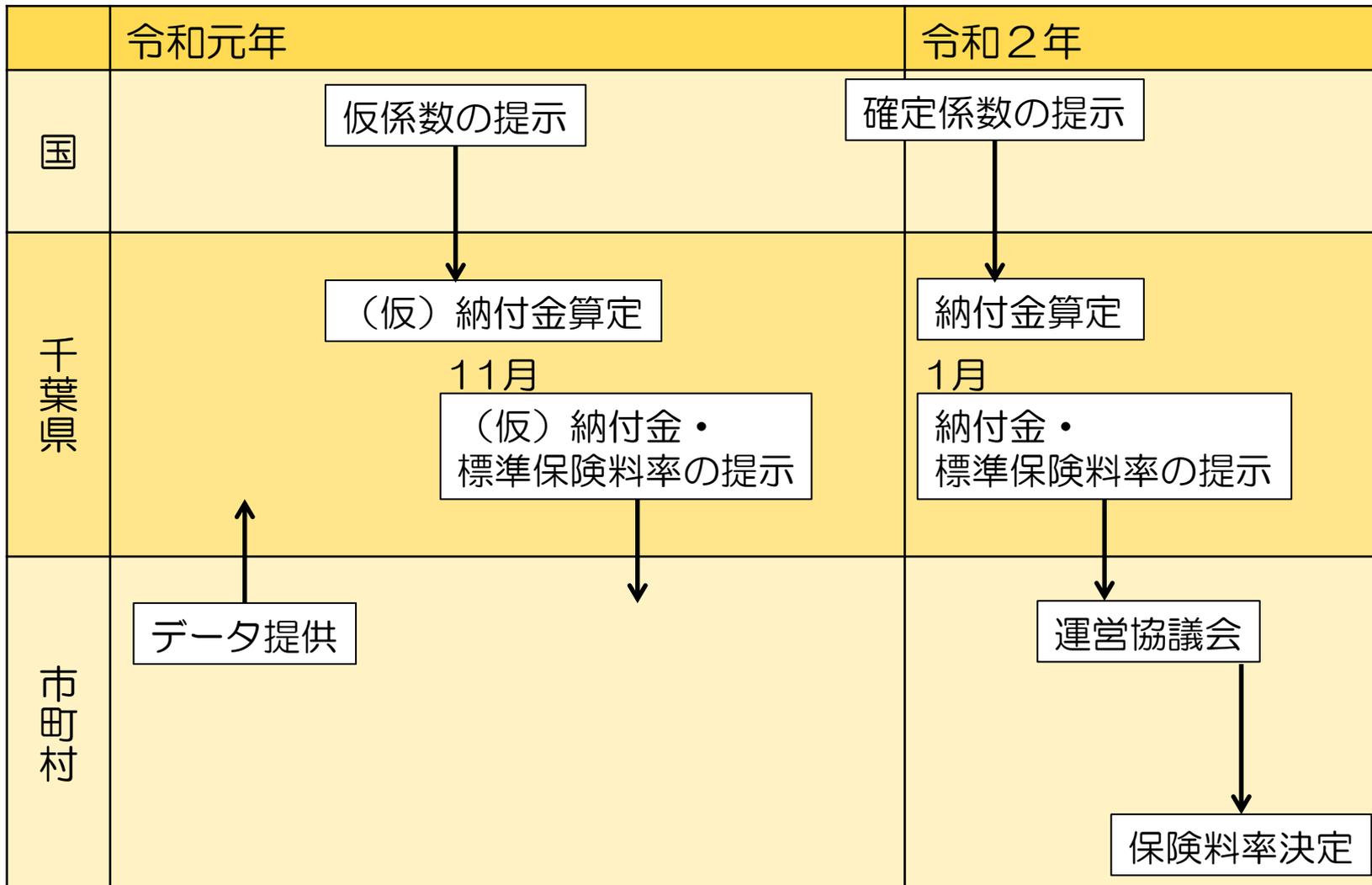
### 収納率による調整

○保険料総額を、千葉県が定める標準的な収納率で割り戻し、  
保険料賦課総額を算出する。

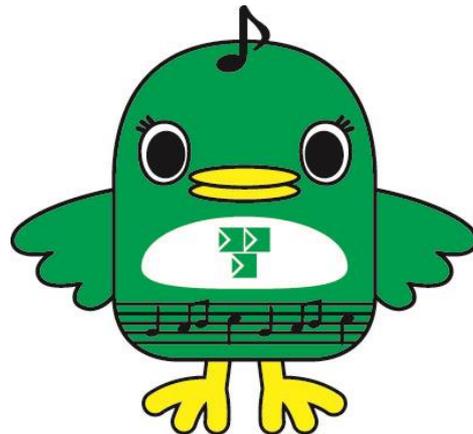
### 当該市町村の賦課割合に応じて算定

○保険料賦課総額を、当該市町村が採用する賦課割合に基づき、  
所得割・均等割・平等割に配分し、保険料率を算出する。  
（医療分は条例により所得割63%、均等割27%、平等割10%）

# 納付金・標準保険料率算定のスケジュール



# ○国保事業費納付金の 算定状況



## 仮係数による試算結果

令和元年11月12日付けで、  
千葉県から、仮係数による試算結果（速報値）が示された。

（単位：千円）

国保事業費納付金				
	令和2年度 （仮）	令和元年度	増減	増減率
医療分	2,405,484	2,405,865	△381	△0.0%
後期高齢者支援金分	867,626	884,163	△16,537	△1.9%
介護納付金分	326,258	306,217	+20,041	+6.5%
計	3,599,368	3,596,245	+3,123	+0.1%

## 仮係数による試算結果

1人あたり国保事業費納付金				
	令和2年度 (仮)	令和元年度	増減	増減率
医療分	80,721円	77,359円	+3,362円	+4.3%
後期高齢者支援金分	29,115円	28,430円	+685円	+2.4%
介護納付金分	34,875円	32,404円	+2,471円	+7.6%
計	120,784円	115,635円	+5,149円	+4.5%

## 本市見込

被保険者数				
	令和2年度 見込	令和元年度 当初予算	増減	増減率
被保険者数	29,800人	31,100人	△1,300人	△4.2%
うち介護納付金あり	9,355人	9,450人	△95人	△1.0%

# 仮係数による試算結果

令和2年度標準保険料率（市町村標準保険料率（市町村算定方式））

	医療分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分
所得割率	6.85% <6.8%> (+0.05)	2.16% <2.2%> (Δ0.04)	2.13% <2.0%> (+0.13)
均等割額	21,356円 <17,400円> (+3,956円)	12,675円 <11,900円> (+775円)	14,829円 <13,100円> (+1,729円)
平等割額	12,208円 <12,500円> (Δ292円)	0円 <0円> (±0円)	0円 <0円> (±0円)

※< >内は、現行の保険料率  
 ( )内は、現行の保険料率との差

## 令和2年度予算の見通し

1人あたり国保事業費納付金の増加等により、現時点では、

約1億4千万円の収支不足が見込まれる。

現行の保険料率と標準保険料率との乖離も見られるところであり、

保険料改定について検討する必要がある。

# (試算) 令和2年度保険料

## 改定後保険料率

標準保険料率を参考としつつ、本市収納率の状況等を考慮し、保険料改定額を推計。

	医療分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分
所得割率	6.8% <6.8%> (±0)	2.2% <2.2%> (±0)	2.2% <2.0%> (+0.2)
均等割額	20,900円 <17,400円> (+3,500円)	12,200円 <11,900円> (+300円)	15,000円 <13,100円> (+1,900円)
平等割額	12,500円 <12,500円> (±0円)	0円 <0円> (±0円)	0円 <0円> (±0円)

※< >内は、現行の保険料率  
 ( )内は、現行の保険料率との差

# (試算) 令和2年度保険料 全被保険者の平均

(1世帯あたり年間保険料)

(単位：円)

	改定後	現行	改定額	改定率
介護なし	136,427	132,614	+3,813	+2.9%
介護あり	169,045	162,399	+6,646	+4.1%

(1人あたり年間保険料)

(単位：円)

	改定後	現行	改定額	改定率
介護なし	92,797	90,205	+2,592	+2.9%
介護あり	121,562	116,472	+5,090	+4.4%

# (試算) 令和2年度保険料

## 所得区分別年間保険料 (1人世帯)

(単位：円)

	所得	改定後	現行	改定額
介護なし	33万円以下	13,600	12,400	+1,200
	50万円	38,000	36,100	+1,900
	100万円	105,800	102,000	+3,800
	200万円	195,800	192,000	+3,800
	300万円	285,800	282,000	+3,800
介護あり	33万円以下	18,100	16,300	+1,800
	50万円	49,200	46,000	+3,200
	100万円	135,500	128,500	+7,000
	200万円	247,500	238,500	+9,000
	300万円	359,500	348,500	+11,000

# (試算) 令和2年度保険料

## 所得区分別年間保険料 (2人世帯)

(単位：円)

	所得	改定後	現行	改定額
介護なし	33万円以下	23,500	21,200	+2,300
	50万円	54,600	50,800	+3,800
	100万円	123,200	117,100	+6,100
	200万円	228,900	221,300	+7,600
	300万円	318,900	311,300	+7,600
介護あり	33万円以下	32,500	29,000	+3,500
	50万円	73,300	67,300	+6,000
	100万円	161,900	151,400	+10,500
	200万円	295,600	280,900	+14,700
	300万円	407,600	390,900	+16,700

## ○赤字補てん繰入金と千葉県運営方針

### 千葉県国民健康保険運営方針

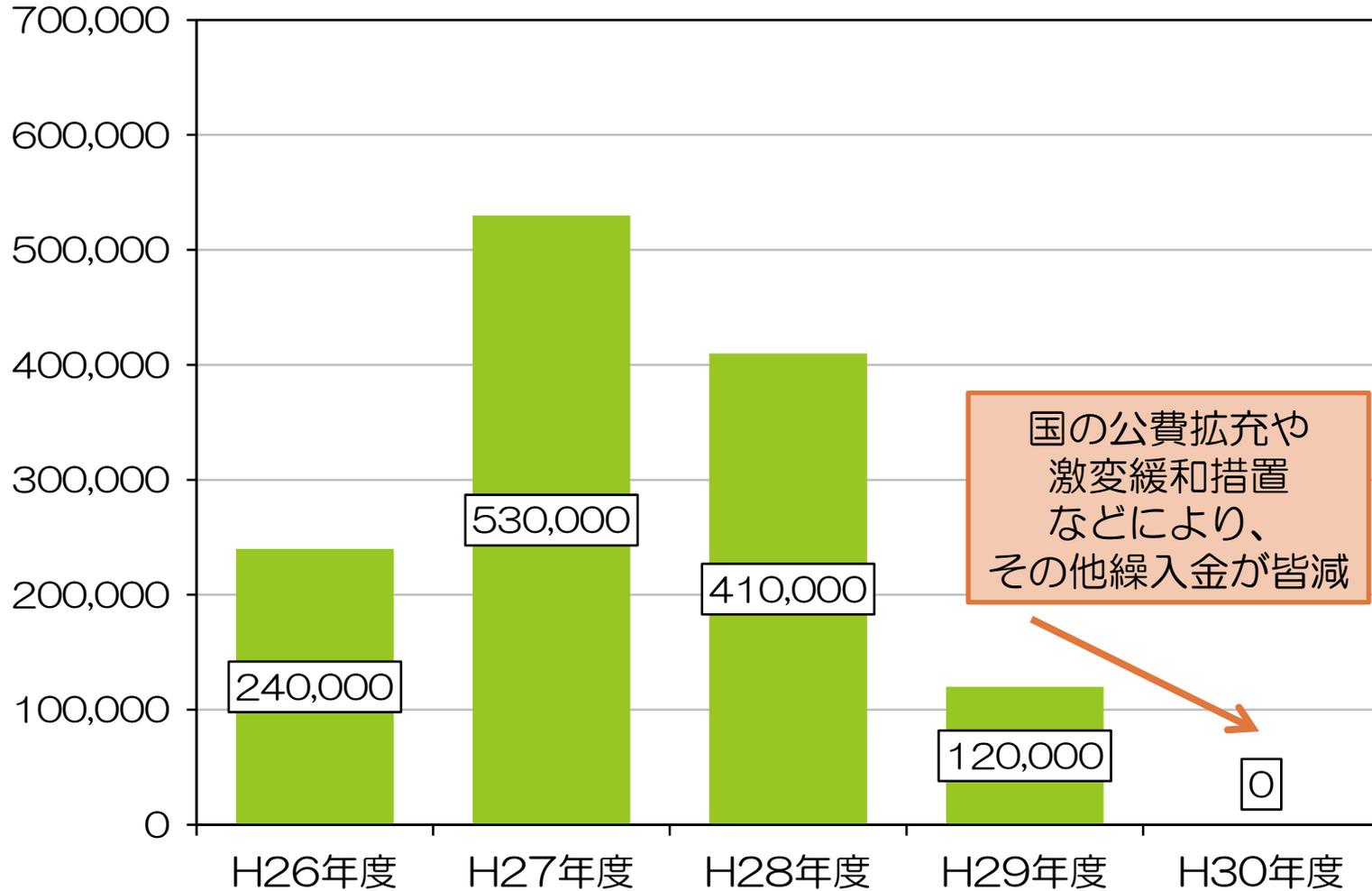
「決算補填等を目的とした法定外一般会計繰入は、保険給付と保険料負担の関係性が不明瞭となること、また、被保険者以外の住民に負担を求めることとなることなどから、**解消・削減を図るべきである。**

しかしながら、法定外一般会計繰入の

**早急な解消・削減は、被保険者の保険料負担の急激な増加につながる場合もあることから、地域の実情を十分に勘案し、計画的に行う必要がある。」**

# ○その他繰入金の推移

(単位：千円)



## ○赤字補てん繰入金についての考え方

### 国、県の考え方

保険料や基盤安定繰入金等により必要な支出を賄うのが原則である。赤字補てん繰入金は、

保険料負担の急変を踏まえつつ、計画的な解消・削減に努めるべき。

### 本市の状況、考え方

国の財政支援の拡充等により、平成30年度決算でその他繰入金（赤字補てん繰入金）が解消された。

⇒保険料負担の急変に注視しつつ、原則として0を維持したい。

# ○赤字補てん繰入金と保険者努力支援制度

## 保険者努力支援制度

保険財政の安定化に取り組む市町村の自助努力を評価し、インセンティブとして、国から交付金が交付される仕組み。

⇒令和2年度交付分から、  
前々年度決算における赤字補てん繰入金の状況が  
評価対象となる。（R2ではH30決算の状況の評価）

令和2年度の交付見込額と点数

	交付見込額	評価点数	総点数
赤字繰入なし	56,278千円	35点	546点
赤字繰入があった場合（推計）	52,670千円	0点	511点
差引	<u>+3,608千円</u>	+35点	+35点

## まとめ

○国保事業費納付金の試算結果

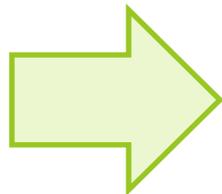
前年比+0.1% (1人あたり+4.5%)

○約1億4千万円の収支不足が見込まれる。

標準保険料率と、現行の保険料率も乖離。

○保険料負担の急変とならない範囲で、

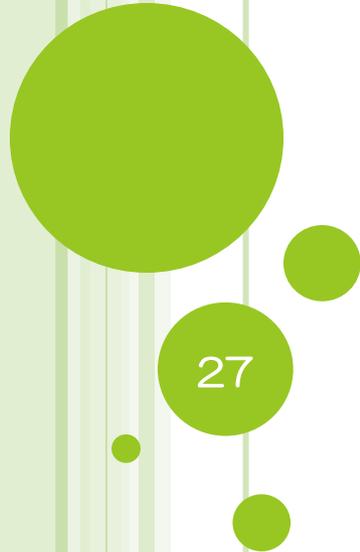
保険料改定が必要。



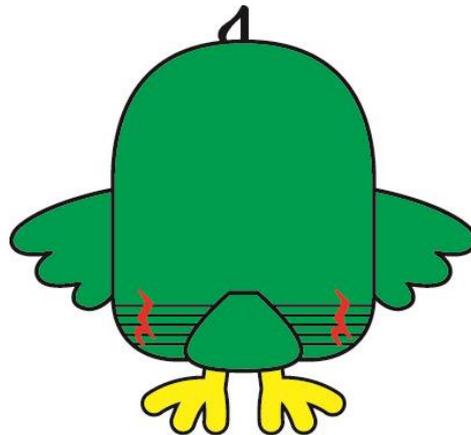
令和2年1月に、国保事業費納付金が確定。

その後、再度検討を行う。

あしたのハーモニーが響くまち 習志野市



27



終